

守山市「赤ちゃんの駅」事業ガイドライン

1 趣 旨

守山市は、乳幼児を抱える保護者が外出時において、気軽に「おむつ替え」や「授乳」ができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的に赤ちゃんの駅事業を実施する。

2 定 義

このガイドラインにおいて、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 赤ちゃんの駅

授乳またはおむつ交換のいずれか一方、または両方ができる場所であって、利用対象者が無料で利用できる施設をいう。

(2) 施設

市内の公共施設および商業施設など、不特定多数の人が利用できる施設であって、次のすべてを満たすものであること。

ア 暴力団または暴力団員と関係のある法人等が運営する施設でないこと。

イ 遊興飲食させる店舗や風俗店など、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。

(3) 登録ステッカー

施設等が赤ちゃんの駅として登録していることを表示するためのステッカーをいう。

3 利用対象者

赤ちゃんの駅を利用できる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号および第2号に規定する乳児および幼児を連れた保護者とする。

4 申込みおよび登録

赤ちゃんの駅に登録しようとする施設は、設置した施設等ごとに、守山市赤ちゃんの駅登録申請書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、複数の施設等を有する場合は、事前に市と協議の上、一括して申し込むことができる。

市は、上述の申込みを受けたときは、申請者に対し登録ステッカーを交付するものとする。

5 登録基準

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げるいずれか、またはすべてを提供できる施設とする。

(1) 授乳の場の提供

カーテンやパーテーション等で仕切り、利用者のプライバシーを確保できること。

(2) おむつ交換の場の提供

ベビーベッド等、おむつ交換ができる設備があること。

※お湯の提供（上記(1)、(2)に加え、ミルク用お湯の提供が可能な場合）

調乳用のお湯を提供できる場合は、「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（2007年世界保健機関、国連食糧農業機関共同作成）」に沿って提供すること。

※別紙「乳幼児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインの概要」参照

6 登録内容変更および解除

赤ちゃんの駅として登録した内容を変更、または登録を解除しようとする登録者は、守山市赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届を市長に提出しなければならない。また、市長は、赤ちゃんの駅として登録基準を満たさないことが明らかになったとき、または赤ちゃんの駅として適当でない認めるときは、登録を解除することができる。

7 利用の制限

登録者は、次のいずれかに該当する場合は、その利用を制限することができる。

- (1) 施設管理上の支障があるとき
- (2) 利用者が登録者の指示に従わなかったとき
- (3) 施設が休業日にあたるとき

8 登録の表示

登録者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた登録ステッカーを表示するものとする。また、必要に応じてステッカーの近くに利用可能なサービスの提供内容（授乳のみ可能、おむつ交換のみ可能等）を表示するものとする。

9 広 報

市は、登録者の情報を市ホームページや刊行物への掲載等により、市内外に広く周知する。

10 実施状況報告

市長は、登録者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

11 その他

このガイドラインに定めるもののほか、赤ちゃんの駅事業実施にあたり必要な事項は市長が別に定める。